

岐阜勤医協 医学生奨学貸与金規定

岐阜民医連・医療法人岐阜勤労者医療協会（以下、岐阜勤医協）は全日本民医連綱領のもとに、民医連の医療活動に参加し、これを積極的に作り上げていく医師育成のためにこの奨学貸与金規定を定める。

第一条（目的）

この規定による奨学金は、全日本民医連綱領、及び岐阜民医連、岐阜勤医協の理念の実現をめざし、卒後、岐阜勤医協の事業所で医療活動に従事することを決意する医学生の勉学の要望にこたえて、これを岐阜勤医協奨学生（以下、奨学生）として、経済的援助を行なうことを目的とする。

第二条（奨学生の任務）

奨学生は、全日本民医連綱領の主旨に基づき、働く人々の生命と健康を守る医療技術者の後継者としての誇りを持って、医学、医療、その他働く者の立場に立った社会科学の学習を身につけること。また、奨学生会議、民医連の医療と研修を考える医学生のつどい等に参加し、民医連医療を学ぶものとする。

第三条（奨学金の申請・許可）

この規定による奨学金を希望する者はこの規定を承認し、連帯保証人二名の推薦を附して所定の申し込みを行い、岐阜勤医協理事会の審査の上許可されるものとする。

第四条（奨学金の貸与額）

この規定による奨学金の貸与額は次の通りとする。

全学年 月額 10 万円とする。

但し、留年、及び休学した者については、奨学金の貸与は休止する。

留年、及び休学した者については、本人の申し出により、別に定める規定にもとづき貸付を受ける事が出来る。但し、貸付期間は最大で 3 年とする。

第五条（手続き方法・支給方法）

- ①所定の申込書（本人の経歴書・家族調書・二名の推薦、保証書付き）
②本人の奨学金希望と決意（文書にて）
③その他、岐阜勤医協が必要と認めたもの
以上の書類を提出後、面接及び審査を経て決定し、理事会の承認を得る。
- 支給方法は原則として、毎月当該奨学生に岐阜民医連奨学金振込依頼書を提出して

もらい、当該奨学生が指定する銀行口座等に振り込む。支給日は原則毎月25日とし、当日が日曜祝日にあたる場合は、その前日とする。

3. 申請事由および内容、住所の移動などの変更があった場合は、1ヶ月以内にその旨を岐阜勤医協に届け出なければならない。

第六条（奨学生の卒業後の身分）

奨学生は卒業後、指定の初期研修先の職員となる。

第七条（初期研修及び後期研修について）

奨学生は卒業後、岐阜勤医協が指定する初期研修プログラムおよび後期研修プログラムを基本に、働く者の立場にたった医師にふさわしく、その技術を習得するよう努めなければならない。

尚、指定の初期研修先及び後期研修先の事業所で行わない場合は、本人と岐阜勤医協が協議し、適切などころで行うものとする。

第八条（奨学金の返済）

1. 第六条の規定にもかかわらず、中途より意思を変更し、他医療機関へ赴任を希望する者、本人が学業または奨学生の身分を打ち切る場合は本人が支給額のすべてを返済するものとする。
2. この規定による奨学生である者に契約後、本規定の趣旨に著しく違反する行為がある場合は、岐阜勤医協は直ちにこの契約を取り消すとともに、既に支給された奨学金については、本人がそのすべてを岐阜勤医協に返済するものとする。
3. 奨学金の返済方法や、その他の手続きについては、別に定める規定に即して進める。

第九条（奨学金の返済免除）

1. 奨学生が医師免許取得後11年間のうちに、岐阜勤医協の事業所で奨学金の全貸与期間と同じ期間就労した場合は、貸与した奨学金の返済を全額免除する。なお岐阜勤医協での研修期間は返済免除期間に含むとする。また外部研修が必要となった場合は、双方で返済期間等について協議する。
2. 奨学生が奨学金の全貸与期間の一部分に相当する期間就労した場合は、就労した期間相当する額の奨学金の返済を免除する。その残額は返済しなければならない。
3. 期間の算定にあたっては1ヶ月単位とし、それに満たない日数は切り捨てる。また、産休・育休・病欠・休職期間は除く。

第十条（委任）

この規定の執行に際して、定めのない事項が生じた場合は、理事会はその処理について、岐阜勤医協常務理事会に委任する。

第十一条

この規定は1986年8月1日より実施し、この規定の改廃は、岐阜勤医協理事会が行う。

1986年7月27日

医療法人 岐阜勤労者医療協会 第八期第二回理事会

改定の沿革・・・	1990年12月20日	改定		
	1994年2月27日	改定		
	2004年7月15日	改定		
	2013年3月8日	改定	2013年4月1日	発効
	2018年4月20日	改定	2018年4月21日	発効
	2019年7月9日	改定	2019年9月1日	発効
	2022年3月24日	改定	2022年4月1日	発効